

令和6年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年4月26日（金）

令和6年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年4月26日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室2

○ 議事日程

- 第1 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第24号 非農地証明願について
- 第3 議案第25号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第4 議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第5 議案第27号 特定農地貸付承認申請について
- 第6 議案第28号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第29号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第8 報告第10号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

| | | | |
|----------------|--------------------|------|---------|
| 1 番 | 石坂 豊治 君 | 8 番 | 原田 勝幸 君 |
| 2 番 | 齋藤 和子 君 | 9 番 | 廣瀬 正実 君 |
| 3 番 | 柿澤 博 君 | 10 番 | 野中 清 君 |
| 4 番 | 大竹 孝一 君 | 11 番 | 杉本 剛昭 君 |
| 5 番 | 小西 利章 君 | 12 番 | 朝倉 直芳 君 |
| 6 番 | 今井 英夫 君 | 13 番 | 村越 重芳 君 |
| 7 番 | 吉田 恵子 君 | 14 番 | 小澤 昇 君 |
| 区域 1 | 市川 芳男 君 | 区域 2 | 生川 仁 君 |
| 区域 3 | 三橋 清高 君 | 区域 4 | 内田 信行 君 |

欠席委員 4 番 大竹 孝一 君

7 番 吉田 恵子 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時02分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、4 番大竹委員、7 番吉田委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 12 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番柿澤博委員、6 番今井英夫委員以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

1 番案件は、5 番小西委員、2 番案件は、10 番野中委員より報告をお願いいたします。

はじめに、1 番案件について報告をお願いいたします。

○5 番（小西利章君） 議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 4 月 18 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、1,385 m²でございます。

申請目的は、サッカーコートです。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内は転圧をかけ、芝を敷きます。

雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、雨水流出防止の為にコンクリートブロック土留めを新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、2 番案件について報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、2番案件をご報告いたします。

令和6年4月15日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～2番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、331㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、既設ブロックをそのまま使用します。既設ブロックがない箇所につきましては、隣接地の境界までの間に約1メートルの未使用スペースを設けます。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） まず、1番案件につきましては、すでに、申請地の隣接地が譲受人のサッカーコートになっており、今回はその敷地拡張となります。なお、フットサルのコートに近い寸法で、コート2面分となります。

続いて、2番案件になりますが、譲受人は個人事業主として開業しておりますので、今回、個人名での申請となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 当初は、駐車場用地にするという申請だったにもかかわらず、その後、資材置き場にしてしまうことがあります。今回の申請は、資材置き場及び駐車場ですが、資材置き場だけになってしまうことにはならないか。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請時においては、資材置き場及び駐車場となっておりますが、工事の完了後において、利用目的を変更してしまうのではないかと懸念されておられると思いますが、今の農地法の規定ですと工事の完了後に、仮に全部資材置き場になってしまっても、農地法上の規制は、およばないことになっています。

ただ、このような資材置き場への農地転用について、国や県でも、その後において、どうなっていくのかが課題に挙がっていて、今、考え方をまとめているところと聞いており

ますので、分かり次第、委員の皆様にご報告したいと思っています。

○13 番（村越重芳君） この先、全体的に見守っていくと言うようなことを考えているのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 資材置き場で転用した場合、今後、これがどうなっているのかを、期間を何年にするか分かりませんが、見ていこうと言うことがどうやら考えとしてあるようです。

○13 番（村越重芳君） 例えば、申請は駐車場で出しておいて、資材置き場になってしまうと言うのが、一番いやな事案なので、このような事案も併せて対象とするようにしてください。

○局長補佐（松澤一樹君） 県や国の方で、考えていると言うことは、通知として連絡を受けていますので、取扱の内容が決まり次第、ご報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

○3 番（柿澤博君） 今の案件ですが、市街化調整区域の農地だったものが、転用することによって雑種地になってしまうということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。おそらく登記地目は、雑種地になるかと思います。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件及び 2 番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 24 号、非農地証明願について、1 番案件を上程いたします。10 番野中委員より報告をお願いいたします。

○10 番（野中清君） 議案第 24 号、非農地証明願について、1 番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和 6 年 4 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名と、現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、登記地目田、52 m²でございます。

当該地は、10年以上前から地域のゴミ収集所及び駐車場となっており、かつ、全面砂利敷で農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「位置、面積、形状等からみて、農地として耕作の用に供することができないもの」に該当することから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第24号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第25号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から8番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件から4番案件については、区域3三橋委員、5番案件及び6番案件については、区域1市川委員、7番案件及び8番案件については、区域2生川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 議案第25号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定についてのうち、1番から4番案件を一括してご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第3者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、796㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとなり、新たに3年間

の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、1,402㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～3番案件について内容を説明～

続いて、3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、田、1,402㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～4番案件について内容を説明～

続いて、4番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、991㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに2年11か月の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、市川委員より報告をお願いします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、5番及び6番案件を一括してご報告いたします。

～5番案件について内容を説明～

5番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、2,727㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに2年11か月の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～6番案件について内容を説明～

続いて、6番案件の利用権を設定する農地は、8筆、いずれも畑、合計1,543㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとなり、新たに3年間

の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、生川委員より報告をお願いします。

○区域2（生川仁君） 続いて、7番案件及び8番案件をご報告いたします。

～7番案件について内容を説明～

7番案件の利用権を設定する農地は、4筆、いずれも畑、合計3,922㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年3月31日までとなり、新たに2年11か月の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～8番案件について内容を説明～

8番案件の利用権を設定する農地は、1筆の一部及びもう1筆、いずれも畑、合計1,735㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までとなり、更に3年間更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 1番案件及び6番案件の借り手につきまして、新規参入ということで、新規就農者になります。

1番案件の借り手の方は、ジャガイモ、大豆、里芋などを中心に栽培したいと計画されております。6番案件の借り手の方は、枝豆、小松菜、ほうれん草を中心に栽培したいと計画されております。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について、1番案件から8番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第4、議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を上程いたします。

区域1市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域1(市川芳男君) 議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められまのでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、991㎡でございます。

権利の存続期間は、令和6年6月1日から令和9年5月31日までとなり、更に3年間更新するものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(松澤一樹君) 特にありません。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第26号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件を報告のとおり承認することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第5、議案第27号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を上程いたします。区域2生川委員より、報告をお願いいたします。

○区域2(生川仁君) 議案第27号、特定農地貸付承認申請について、1番案件をご報告

いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものです。

承認を受けた者は、特定農地貸付の用に供する農地において、所有権や使用収益を目的とした権利の取得及び設定する場合は、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、96㎡です。

令和6年4月16日に、事務局2名と現地調査をいたしました。

1区画の貸付面積は48㎡で、計2区画、貸付に係る利用料は年間5,000円で、貸付期間は9カ月間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第27号、特定農地貸付承認申請について、1番案件を報告のとおり承認することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を上程いたします。

5番小西委員より、報告をお願いいたします。

○5番（小西利章君） 議案第28号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和6年4月16日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

23 筆、いずれも現況畑、合計 6,815 ㎡につきましては、一体として耕作されており、トマト、ネギ、ブロッコリー等が作付けされているほか、一部準備中でした。

2 筆、いずれも現況畑、合計 1,478 ㎡につきましては、小松菜、ネギ、ダイコン等が作付けされているほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、うねたて機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 71 歳、従事日数 250 日、専業、配偶者 70 歳、従事日数 250 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 28 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 7、議案第 29 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1 番案件を上程いたします。

区域 4 内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 29 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

本案件は、被相続人が、令和 5 年 11 月 25 日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、被相続人が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、被相続人の子でございます。

令和6年4月18日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、2筆、いずれも畑、合計1,209㎡でございます。

現地は、柿、ゆず、夏みかん等が肥培管理されておりました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第29号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、1番案件を報告のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第8及び第9、報告第10号及び第11号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、及び農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第10号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3の規定に基づく農地等の権利取得の届出でございます。

議案書8ページのとおり、1件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

続きまして、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書9ページのとおり、1番案件から20番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第10号及び第11号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、及び農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてまでを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時33分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員